

写真撮影業者の選手撮影許可要項

- 1 大阪中学校体育連盟の主催する大阪選手権大会兼近畿大会予選、大阪中学校総合体育大会の写真撮影(含・ビデオ撮影)は、大阪中学校体育連盟の許可を受けた写真撮影業者に限る。
※写真撮影業者とは、大阪中学校体育連盟の主催する大阪選手権大会兼近畿大会予選、大阪中学校総合体育大会各競技参加選手等を撮影し、営利を目的に選手・チームに販売する者をいう。
- 2 写真撮影業者が大阪選手権大会兼近畿大会予選、大阪中学校総合体育大会の各競技を撮影するためには、事前に大阪中学校体育連盟に撮影許可願いを提出し、撮影許可書を受け取ること。
- 3 (1) 大阪中学校体育連盟から撮影を許可された写真撮影業者であっても、各競技責任者の許可を取らなければならない。
(2) 大阪中学校体育連盟が発行する撮影許可書を持参のうえ、各競技責任者に申請し撮影許可を受けること。
(3) 撮影を許可された写真撮影業者は撮影場所、条件等について競技責任者の指示を受け、大会運営に支障をきたさぬよう配慮すること。指示に従わない場合は撮影を止めさせることもある。
- 4 個人情報・肖像権等の取扱いについては「個人情報の保護に関する法律」ならびに大阪中学校体育連盟「個人情報保護方針」に反しない取扱いをし、十分に配慮すること。なお、インターネットを利用した販売については、本連盟と協議する。
- 5 撮影許可を受けようとする写真撮影業者は、下記の概要が「個人情報保護方針」に記載されていること。また、記載内容と「会社案内」を添えて大阪中学校体育連盟に提出すること。
「個人情報保護方針」が整備されていない業者には撮影許可を与えない。

「業者に課せられる義務」の概要
① 利用目的の特定
② 安全管理に関する措置
③ 従業員・委託先の管理・監督
④ 第三者提供の制限
⑤ 本人からの開示等の要求への対応
⑥ 苦情処理
- 6 プログラム広告協賛等については、各競技責任者と話し合うこと。
- 7 ひとつの競技に多数の写真撮影業者が撮影許可を申込み、大会運営に支障をきたす恐れのある場合は、撮影人数を制限する。
- 8 その他、疑義が生じた場合は、大阪中学校体育連盟または、競技責任者と十分に話し合うこと。
- 9 個人情報保護の立場から、大会プログラムの中に「本大会には、大阪中学校体育連盟の許可を受け選手を撮影するカメラマンが居ますが、撮影された選手の写真は本人またはチーム以外には販売もしくは配布することは致しません。(但し、報道、スポーツ雑誌関係者は除く)」の文言を記載する。

附則 この要項は「平成20年度大会」から施行する。

改正 平成28年 3月 第3回理事会 (4. インターネットを利用した販売について)

改正 令和 6年 3月 第3回理事会 (4. インターネットを利用した販売について)